

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
株式会社東光コンサルタンツ(東京都豊島区東池袋4-41-24)[1000017886]
2. 資格登録停止措置の期間
令和8年4月24日 ~ 令和8年5月23日(1ヶ月)
3. 資格登録停止措置の地域
地域2 東京支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該資格登録者は「東名高速道路 砦高架橋他1橋耐震補強設計」(東京支社発注)において、水平力分担構造の設計誤り等により設計成果品に欠陥を生じさせた。
5. 資格停止措置理由
資格登録者である上記の事業者が、過失により工事・調査等を粗雑にしたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表11第2号(過失による粗雑工事・調査等)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表11>

措置要件	期間
(過失による粗雑工事・調査等) 2 会社の発注に係る工事・調査等の施行に当たり、過失により工事・調査等を粗雑にしたと認められるとき(引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)が軽微であると認められるときを除く。)	発生地域について 当該認定をした日から1月以上6月以内

○問合せ先

中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)